

平成 22 年度 埋設処分業務に関する計画
(年度計画)

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

目次

はじめに	1
1. 平成 22 年度に実施する業務	1
1.1 概念設計の実施	1
1.2 立地環境条件に関する技術的検討	2
1.3 立地基準及び立地手順の策定	2
1.4 埋設処分業務の総費用、収支計画及び資金計画の検討	2
1.5 処分単価及び受託契約	2
1.6 輸送、処理に関する計画	3
1.7 その他の業務	3
2. 平成 22 年度の予算、収支計画及び資金計画	4
2.1 平成 22 年度埋設処分業務予算	4
2.2 平成 22 年度埋設処分業務収支計画	5
2.3 平成 22 年度埋設処分業務資金計画	6
3. 平成 22 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項	7

はじめに

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、「埋設処分業務の実施に関する基本方針」（平成 20 年 12 月 25 日文部科学大臣・経済産業大臣決定）（以下「基本方針」という。）及び「埋設処分業務の実施に関する計画」（認可：平成 21 年 11 月 13 日）（以下「実施計画」という。）に基づき、平成 22 年度 埋設処分業務に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 平成 22 年度に実施する業務

実施計画においては、埋設事業について当面実施する事項として、埋設施設の概念設計を行い、その施設仕様に基づき様々な立地条件下において安全性や経済性を評価し、その結果等に基づいて立地基準案や立地手順案を策定することとしている。また、概念設計の結果に基づいて埋設処分業務の総費用の精査等を実施するとともに、輸送・処理に関する計画調整等を実施することとしている。

平成 22 年度においては以下の業務を実施する。

1.1 概念設計の実施

実施計画に基づく埋設施設の規模及び能力並びに平成 21 年度に取りまとめた概念設計に係る前提条件の調査検討結果に基づき、環境保全に配慮しつつ、

- ・ 廃棄体の受入れ、確認、構内輸送、定置等に係る手法及び操業工程の検討及び決定
- ・ 埋設事業の操業から閉鎖措置までの業務に供する埋設処分施設及びその関連設備等の抽出
- ・ 抽出した施設及び設備等について、以下の事項を考慮した合理的な施設、設備等の仕様、配置計画の決定
 - － 主要な施設及び設備等の、簡易的な耐震並びに構造強度計算等による評価
 - － 主要な施設及び設備等の配置設計並びに配置設計に基づく放射線業務従事者及び敷地周辺における一般公衆の被ばく線量の計算及び評価
 - － 数量及び費用等の概略試算

を実施し、安全性及び経済性に基づく合理的な埋設施設の設備仕様、レイアウト等の概念設計を行う。

また、立地環境条件に関する技術的検討に使用する水理、地質等の自然環境及び農耕畜産状況、食物摂取等の社会環境に関する評価パラメータについて調

査し取りまとめる。

1.2 立地環境条件に関する技術的検討

概念設計により得られる設備仕様等に基づき、「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」（昭和63年3月17日原子力安全委員会決定。以下「安全審査指針」という。）において示されている埋設施設の敷地及びその周辺における基本的立地条件等を踏まえ、我が国において想定されうる水理、地質等の自然環境及び農耕畜産状況、食物摂取等の社会環境条件下において線量評価、費用試算等を行い、合理性の観点から埋設施設の安全性及び経済性に関する評価・検討を行う。

1.3 立地基準及び立地手順の策定

(1) 立地基準の策定

立地する地点において安全性を確保した上で経済的合理性を持った埋設施設の設置ができるよう、概念設計の結果等に基づき、安全審査指針の基本的立地条件等を踏まえ、立地選定に当たり考慮すべき項目とその重要性の程度や項目ごとの評価に用いる指標を定めた立地基準の策定に着手する。また、地形を踏まえた事業用地の面積等の具体的な基準の策定に着手するとともに、埋設事業を円滑に実施する観点から、廃棄体の輸送の利便性等に係る具体的な基準の策定を進める。策定に当たっては外部有識者からの意見を聴取する。

(2) 立地手順の策定

手続の透明性の確保と公正な選定の実施を大原則として、埋設事業の特徴や類似施設の先行事例等を踏まえながら、立地の検討対象とする地点を具体化するための手法、立地基準に基づく評価の方法や手順について検討を行い、これらの結果をもとに立地手順の策定を進める。策定に当たっては、外部有識者からの意見を聴取する。

1.4 埋設処分業務の総費用、収支計画及び資金計画の検討

概念設計の結果等に基づき、総費用の精査を行い、埋設事業の全期間にわたる収支計画及び資金計画の検討を進める。

1.5 処分単価及び受託契約

透明性を確保した公正かつ合理的な処分単価の設定方法に関し、発生者の意見を踏まえて検討を行う。

原子力機構以外の発生者から研究施設等廃棄物の処分の委託を受ける際に締結する受託契約に必要な事項、内容、条件等について発生者の意見を踏

まえ検討を行った結果を取りまとめる等、受託契約の準備に係る作業を行う。

1.6 輸送、処理に関する計画

埋設事業の進捗を踏まえつつ、原子力機構が所有する原子力施設の解体や原子力機構における研究施設等廃棄物の処理施設の整備の見通し、廃棄体化処理に係る計画を踏まえ、国の指導の下、大学、民間企業等から発生した研究施設等廃棄物の集荷や輸送、廃棄体化処理等が全体として合理的かつ体系的に行われるよう、関係機関と協力し検討・調整を図る。

発生者の協力を得て、研究施設等廃棄物の発生状況及び保管状況について調査を実施し、現状の把握に努める。その際、発生者と意見交換を行い、課題を整理し、その対策等について国及び関係機関と検討を行う。

原子力機構は、発生者を対象とした説明会を開催し、埋設事業の進展に応じて原子力機構及び発生者がとるべき措置並びにその準備について、情報交換及び情報発信を行う。

1.7 その他の業務

(1) 事業に関する情報の発信

埋設事業に関するウェブサイト等を通じて、事業内容や埋設施設の概要紹介、国内外の類似施設等埋設事業に関連する資料、情報等の掲載や更新をするなど、情報発信を積極的に行う。また、埋設事業に関する理解を得る上で必要となる広報素材等の作成を進める。

一元的な相談・情報発信を行うためにウェブサイトに設置した問い合わせ窓口を通して、埋設事業に関する国民の懸念や不安に対して的確に対応する。

(2) 資金を管理するシステムの構築

原子力機構の一般勘定及び電源利用勘定（以下「他勘定」という。）から埋設処分業務勘定への繰入金額と、発生者との受託契約に基づく料金を適切に算定するため、資金を管理するシステムを構築する。

2. 平成 22 年度の予算、収支計画及び資金計画

2.1 平成 22 年度埋設処分業務予算

表 2-1 平成 22 年度埋設処分業務予算

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
収入	
他勘定より受入	4,598
受託等収入	4
その他の収入	189
前年度よりの繰越金	8,741
計	13,532
支出	
事業費	717
うち、人件費	275
うち、埋設処分業務経費	443
埋設処分積立金繰越	12,814
計	13,532

[注 1]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注 2]他勘定からの繰入金額は、埋設処分業務に係る年度ごとの費用及び廃棄体物量等を用いて試算される。

- ・平成 22 年度の繰入金額は、「独立行政法人日本原子力研究開発機構の会計の原則、短期借入金の認可の申請手続並びに埋設処分業務に係る財務及び会計等に関する省令」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」に基づき算定した額約 4,323 百万円及び人件費約 275 百万円とし、他勘定より受け入れる。

2.2 平成 22 年度埋設処分業務収支計画

表 2-2 平成 22 年度埋設処分業務収支計画

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	660
経常費用	660
事業費	634
一般管理費	20
減価償却費	6
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	4,734
他勘定より受入	4,534
研究施設等廃棄物処分収入	4
その他の収入	189
資産見返負債戻入	6
臨時利益	0
純利益	4,074
日本原子力研究開発機構法第 21 条積立金取崩額	0
総利益	4,074

[注]

- ・各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。
- ・総利益は、平成 23 年度以降の埋設処分業務に要する事業費用に充当する積立金として計上する。

2.3 平成 22 年度埋設処分業務資金計画

表 2-3 平成 22 年度埋設処分業務資金計画

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	13,532
業務活動による支出	654
投資活動による支出	12,878
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	0
資金収入	13,532
業務活動による収入	4,791
他勘定より受入	4,598
研究施設等廃棄物処分収入	4
その他の収入	189
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	8,741

[注]各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 平成 22 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項

原子力機構においては、埋設事業推進センターが中心となって、原子力機構内の関係部署と連携・協力し、以下の事項に特段の配慮を行い、埋設事業の円滑かつ着実な運営に努める。

(1) 安全確保・コンプライアンスの徹底等

埋設事業を安全かつ効率的に実施するための教育に努めるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底等に努める。

(2) 埋設処分業務勘定の管理等

埋設処分業務勘定において、他勘定からの繰入金額を算定するため、他勘定及び原子力機構以外の発生者分の収入、支出及び資金残高を適切に管理する。

(3) 安全規制整備への対応

安全規制当局に対して必要に応じて情報を提供するなど、安全規制当局が進める埋設事業に関連のある安全規制に係る規準類の整備の進ちょくに適切に対応する。

(4) 業務の評価

事業年度終了後、速やかに業務の評価を行い、その結果を公表する。